

理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営を確保に関する検討事項（要約版）

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2 ページ
第1 教員に関すること				
1 専任教員の配置基準	専任教員は常勤の職員とすることを明確にする	ペンディング	適切な教授の確保及び生徒に対する指導の確保が可能であれば、「専任教員」は必ずしも「常勤職員」である必要はない	1
2 通信課程における専任教員の配置基準	昼間・夜間課程の教員が兼ねることのできる人数の規定は、現行どおり2名を限度とする	現行どおり、2名を限度として昼間・夜間課程の専任教員が兼任できることとする	－	2
3 教員の資格要件の明確化	①学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）とする。 ②「〇〇学の学士課程、修士課程又は博士課程を修了した者」等、専門分野を修了した者とする ③施行の際、既に採用されている教員については適用しない	ペンディング	〈案1〉 ①短期大学を除く大学とする ②担当する教科課目の内容に関連する専門分野を履修し、学校教育法に規定された学位を有する者とする ③新たに採用する教員について適用 〈案2〉 ①現行制度をそのまま解釈すれば、大学には短期大学が含まれることから、短期大学を含む大学とする ②担当する教科課目の内容に関連する専門分野を履修し、学校教育法に規定された学位を有する者とする	3
4 教員の資格要件の向上	以下の項目等について検討を進めてはどうか。 ① 教員の資格認定研修の見直し ② 教員の資格基準の見直し ③ 再研修の実施 ④ 選択必修科目等の教員研修の実施	引き続き検討を進める	養成施設の教員として、より一層の適正かつ確実な教授を行えるようにするため、教員資格取得研修及び既に資格取得した教員の再教育について充実を図ることが適当であり、引き続き検討を進め適切な対応を図る	8

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2ページ
第2 生徒に関すること				
1 学則に規定された入所時期以降の生徒の募集	入学時期は学則に明示した月とし、中途入学を行わない等の厳正な措置をとる旨を明確にする	入学時期は学則に明示した月とし、中途入学は認めない等の厳正な措置をとる	—	10
2 卒業の認定に必要な出席時間数	卒業に当たっては、各養成施設における教育計画等に従って、できる限り数値化した基準を定めるとともに、必要となる出席日数については、指定規則で定めた各教科課目の時間数の3分の2に満たない者(実習にあつては5分の4)に満たない者は、当該課目の履修を認定しないことを追加する	教育計画に従って、できる限り数値化した卒業の認定基準を定めるとともに、欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1(実習にあつては5分の1)を超える者は卒業の認定をしない	—	11
3 昼間課程と夜間課程又は通信課程等の転入	「就学期間内に必要な教科課目を履修できること」を前提にし、昼間課程と夜間・通信課程の転入等、課程間の転入を認めることができる旨を明確にする	単位制を導入し、養成施設における各教科課目の履修内容の確認・判断を容易にすることにより、昼間課程から夜間・通信課程へ転入を可能とする	—	12
4 通信課程の入所者について				
(1) 入所者に対する地域の限定	面接授業の受講にあたって通学等に負担のない範囲(面接授業場所に隣接する都道府県)に限定する旨を明確にする	通信課程の生徒の実務実習場所の議論と併せて検討を進める。	地域の限定は、入所を希望する者のニーズに応じた門戸を狭めることとなることから、養成施設に対する定期的な指導監督及び指定申請時等の指導を徹底すること等により、面接授業の適正な実施を確保	13
(2) 入所時期	入所時期は養成施設の考えに基づく学則に明示した時期とすることとし、現行のままとする	ペンディング	教育の目標及び計画に基づき、通信課程の入所対象者の状況を踏まえて、適切な入所時期を定める	15

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2ページ
5 養成施設又は法人等が廃止された場合の学籍簿等の承継	① 学籍簿等の保管者の明確化 ② 承継する場合のルール of 明確化	①養成課程の一部を廃止し又は養成施設の廃止しようとする場合における承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加 ②養成施設を設置した法人が解散する等、その承継が困難な場合等は教育センターに承継し、適切に保管することを検討	①廃止承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加することにより、厚生労働大臣（地方厚生局長）が保管者を確実に把握する ②専修学校以外の養成施設の学籍簿は、関係法令等において所要の規定を整備した上で、適正な承継及び保管を行う	16
第3 授業に関すること				
1 授業時間数の標準の取扱い	現行の授業時間数以上履修しなければならない旨を明確にする	単位制を導入し、必要単位以上履修することとする	—	18
2 単位制の導入	単位制を導入する	単位制を導入する	①単位制を基本とする ②単位制で行うことが困難な養成施設については、時間制で実施することも認める	19
3 養成施設内で行う実習について				
(1) モデルの範囲	①生計困難者等を対象とする昭和31年環境衛生課長通知は廃止 ②不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨を明確にする	①生計困難者を対象とする「通知」を廃止する ②不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨を明確にする	—	20
(2) モデルを使用した実習の開始時期	モデルを使用した実習は6か月以降とする（現行制度のまま）	モデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む）の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとする規定を廃止し、養成施設の判断に任せる	○モデルを使用した実習（実務実習を除く）の「入所後6か月」という制限は廃止 ○実務実習の開始時期は、現行どおり「6か月经過後」とする	21

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2 ページ
4 実務実習のあり方について				
(1) 適切な実務実習時間	実務実習時間を拡大する	①年間の時間数は、実務実習の意味、解釈を踏まえて検討 ②1日当たりの時間は最低4時間は必要であり、1日に何時間行うかは養成施設の判断	①年間の実務実習時間は、現行どおり60時間とする ②1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内という制限は廃止	22
(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施	指導にあたる理容師・美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする	アンケート結果を踏まえ、指導にあたる理容師・美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする	—	24
(3) 実務実習生が行う無料の理容・美容行為	実務実習生が一部の理容・美容行為を行うことによって、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等不当な営業行為に該当しないよう配慮する旨を明確にする	意見を踏まえ要検討	実務実習生のモデルを確保する等のために、実務実習生が一部の理容・美容行為を行うことを理由にして、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等により、周辺の営業者の営業を不当に妨害しないよう、十分な配慮が必要	25
(4) 選択必修課目（専門教育課目）の実務実習	必修科目における実務実習に準じた制限を設ける	必修科目における実務実習に準じて、適正に実施できる制度とする	—	27
(5) 名札等標識の着用	名札等の標識の着用の義務付けを明確にする	実務実習生が理容所・美容所で実務実習を行う際は、名札等の標識の着用の義務付けを明確にする	—	28
5 通信課程について				
(1) 教育の充実	「教員の資質」、「入所者」及び「実務実習時間」等の検討事項を踏まえ、通信課程の充実を図る	通信課程の教育の質を高めるため、eラーニングシステムの導入等を推進する	eラーニングシステムを活用した通信授業の推進を図るとともに、その結果等を見据えつつ、通信課程の資質の向上を図るための方策を引き続き検討	29

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2 ページ
(2) 理容所・美容所の従業者に対する面接授業の時間数の緩和	面接授業の時間数の緩和は、理容所・美容所に常勤雇用者として従事している者である生徒に限定する	理容所・美容所に常勤として従事していた者が入所途中で非常勤になった場合等のルール等、具体的な方法も含めて検討を進める	<p>①非常勤の従事者であって、常勤の従事者と同等の知識及び経験を有することが困難な者に対しては、授業時間数の緩和は適用しないことが適当</p> <p>②入所途中で、理容所・美容所の雇用形態が変更された場合等は、生徒はその旨を養成施設に届け出ることにより、その知識と経験の状況に応じて、当該生徒が履修する時間数を変更する措置を講じる</p> <p>③入所前に、入所しようとする者及びその者が従事する理容所・美容所にその趣旨等を周知し、理解と協力を得る必要がある</p>	31
(3) 実務実習場所	実務実習を行う場所として適合すると認める要件として、「実習担当教員による定期的な巡回指導が可能な地域とする」旨を明確にし、通信課程にも当てはめる	通信課程の入所者の地域の限定の議論と併せて検討を進める	通信課程における入所者の地域を限定しない以上、実務実習先となる理容所又は美容所の地域の限定も行わないこととする	33

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2ページ
6 中学校卒業者の講習課目	<p>①各科目35時間を課目の内容に応じて短縮する</p> <p>②生徒の過重な負担とならない程度に、養成施設が必要と考える課目及び時間数を追加することができる</p>	<p>必要以上に厳しくしないでチャンスを拡大するという基本的な方向をもとに、具体的な方策の検討を進める</p>	<p>講習を緩和することとする場合の方法として、例えば、以下の選択肢が考えられる。</p> <p>①講習課目の見直し (案1)「現代社会」を削除し、「化学」、「保健」の2課目を義務付け (案2)「現代社会」、「化学」、「保健」の3課目から、入所試験の状況及び必修課目の習得状況を踏まえ2課目以上を選択</p> <p>②個人の学力に応じた見直し 《中卒者》 個別の入所資格審査により、各講習課目について、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は講習を免除又は緩和</p> <p>《高校中退者》 個別の入所資格審査及び高校での履修状況により、各講習課目について、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、講習を免除又は緩和</p>	35
7 学習指導内容の具体化及び教科書の見直し	<p>①「教科書の内容」及び「 Cutting等」の理解させるべき内容については、(社)日本理容美容教育センターで作成する教科書について、その教科課程の基準について、関係者の意見を聞きつつ見直しを行う</p> <p>②「エステティック」については、選択必修課目での実施状況を踏まえ、関係法令の枠組みを踏まえつつ、必修科目の実習で教授することを検討する</p>	<p>①教科書については、内容的に必要以上に高度なものを求めすぎないという観点も踏まえ、教科課程の基準の見直しを行う方向で検討を進める</p> <p>②エステティック等については、今後の課題とする</p>	<p>①教科課程の基準及び教科書について ア 理・美容の業に関連の深い事項を中心 イ 理・美容の業に関連付けた内容 ウ 達成すべき知識及び技能の程度をできる限り具体的に示す等の見直しを行う</p> <p>②エステティックは、理容・美容をめぐる消費者ニーズを勘案するとともに、関係法令の枠組み等も踏まえた上で、適切な教授ができるよう教科課程の基準に適切に反映する</p>	37

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料ページ
第4 施設及び設備に関すること				
1 校舎の配置	校舎の増設等を行わなければ対応できない場合において、 ①法令の規定により制限又は禁止される場合 ②カリキュラム上支障がないこと ③生徒に負担がかからないこと 等やむを得ない場合に限り、分設を認める	他の資格制度との並びをみながら検討	①法令の規定により、同一敷地内への増設が制限又は禁止される場合等、やむを得ない明確な理由がある場合に限り、別の敷地に設置すること可能とする ②別の敷地に設置する校舎の場所は、教員・生徒の移動等教育上・学習上支障のない距離とし、生徒に負担がかからない措置を講じる	39
2 消毒室の設置	消毒室の設置の義務付けを廃止	消毒室の設置の義務付けを廃止	-	40
3 備品（実験器具等）の見直し	現状に合わせ見直しを行う	実験器具の各品目について、現状に合わせ見直しを行う	-	41
第5 申請等に関すること				
1 都道府県の法定受託事務の見直し	①理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける ②都道府県に対し、指定等の状況に関する情報提供を行う等、引き続き連携を図る	できる限り、理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける	①地方厚生局が設置され、通常の指導監督を行うようになった現在、事務の統一性・効率性の観点を踏まえ、厚生労働大臣（地方厚生局長）が行うことについて検討 ②国と都道府県の事務分担を考える上では地方分権の推進の観点についても考慮する必要があり、関係機関との十分な調整が必要、 ③関係機関との調整に時間を要する場合でも、養成施設に対する定期的な立入調査や変更届の受理等の事務を、地方厚生局において実施することとするよう、早急に見直すべし ④引き続き、都道府県と十分な連携を図る	42

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2 ページ
2 養成施設に対する指導監督	①地方厚生局が養成施設の指導監督を行うことを基本 ②必要に応じた情報の交換等、都道府県と連携を図りながら実施	できる限り、理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける	①地方厚生局が設置され、養成施設に対する報告の徴収及び指示の権限を有するようになった現在、都道府県が指導監督事務を行う積極的な意義が乏しいことから、厚生労働大臣(地方厚生局長)が一元的に行う ②引き続き、都道府県と十分な連携を図る	4 4
3 届出事務の整理	都道府県知事のみが届出られていたものを厚生労働大臣への届出に変更する	都道府県知事に提出されている届出を厚生労働大臣への届出に変更する	—	4 5
4 生徒の定員変更を伴わない構造設備の変更	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更する構造設備の変更については、生徒の定員に伴わない変更であっても、厚生労働大臣の承認を受けることとする旨を明確にする	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更する構造設備の変更については、生徒の定員に伴わない変更であっても、厚生労働大臣の承認を受けることとする	—	4 6
5 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認	定員の減については、厚生労働大臣の承認から届出に変更する	定員の減については、厚生労働大臣の承認から届出に変更する	—	4 7
6 変更の届出における学則の添付	届出時に添付を義務付ける旨を明確にする	届出時に添付を義務付ける旨を明確にする	—	4 8
7 在学生の保護規定	在学中の生徒の編入所について、廃止の承認時の記載事項として提出させることを省令等において明確にする	在学中の生徒の編入所について、廃止の承認時の記載事項として提出させることを省令等において明確にする	—	4 9

検討事項	検討の方向	検討の結果	事務局案	資料2 ページ
8 指定取消事由の追加	養成施設の指定の基準に卒業の適正な認定及び入所定員の遵守に関する規定を追加することにより、指定取消事由の対象とする	要検討	①養成施設の指定基準中に、入所定員の遵守及び適正な卒業の認定を明確に規定する ②指定を取り消す以外に養成施設の適正な管理・運営を確保することが困難と認められる場合は、指定の取消しについても検討する	50
9 広告規制	「新設」又は「学生の募集」の広告の開始時期を明確にする	新設及び学生募集の公告の開始時期について明確にする	—	52